平成２８年（フ）第２０９号
北九州市若松区北湊町５番45―706号
債務者　松永智加子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　衆介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２８年（フ）第３９号
山形県南陽市宮内2748番地の９
債務者　樋口　　明
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽生田　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月28日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
山形地方裁判所米沢支部
平成２８年（フ）第２１７号
埼玉県新座市畑中１丁目10番57―330号
債務者　中島　茉希
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第７１号
山梨県甲斐市西八幡3798番地　花輪住宅７号
債務者　中澤　　進
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２８年（フ）第７０号
三重県鈴鹿市自由ヶ丘４丁目７番10号
債務者　髙林　幸広
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
津地方裁判所破産係
平成２８年（フ）第５６号
福岡県久留米市野中町1485番地１　プロムナード野中Ｃ棟211号、前住所福岡県久留米市原古賀町29番地33　ベルメゾンベップ303号
債務者　綾門こと　徳渕　優佳
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２１９号
愛知県知多市大草字西畑50番地の１　ルーセント舞子102
債務者　伊藤　亜紀
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第４６号
福岡県久留米市高良内町3806番地24　サンハイツ203号
債務者　中嶋健太郎
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２８年（フ）第５３号
福岡県久留米市長門石４丁目８番33―301号
債務者　松本　栄子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２８年（フ）第２３号
福岡県大川市大字道海島346番地１（道海島団地８―105号）
債務者　宮原　具枝
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係
平成２８年（フ）第２号
岩手県釜石市源太沢町１丁目２番１号
債務者　鈴木　　郁
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係
平成２８年（フ）第５９号
茨城県桜川市友部284番地１
債務者　麻尾　広美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
水戸地方裁判所
平成２８年（フ）第８６号
茨城県水戸市大足町1421番地の４
債務者　梅澤　雅美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
水戸地方裁判所
平成２８年（フ）第７４号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2781番地４　サンハイツ七本木Ａ―103号
債務者　五十嵐佑介
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２８年（フ）第３３号
石川県野々市市菅原町23番12号　県営住宅10棟１号、従前の住所石川県羽咋市千石町ル113の２番地
債務者　前田あゆみ
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
金沢地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第５５号
三重県津市末広町５番36号
債務者　森　　協子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
津地方裁判所破産係
平成２８年（フ）第５７号
三重県津市雲出本郷町1461番地17
債務者　金澤　眞紀
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
津地方裁判所破産係